

号外第19（令和4年12月28日発行）	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

- △ 横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会条例【資源循環局施設計画課】 3
- △ 横浜市個人情報の保護に関する条例【市民局市民情報課】 5
- △ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例【市民局市民情報課】 12
- △ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財政課】 13
- △ 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例【市民局市民情報課】 23
- △ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】 28
- △ 横浜市公会堂条例の一部を改正する条例【市民局地域施設課】 29
- △ 横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例【市民局スポーツ振興課】 31
- △ 横浜市公園条例の一部を改正する条例【環境創造局公園緑地管理課】 32
- △ 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】 33
- △ 横浜市建築基準条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】 34
- △ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】 35
- △ 横浜市立学校条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校計画課】 39
- △ 横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例【選挙管理委員会事務局選挙課】 40
- △ 横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例【都市整備局市街地整備調整課】 41

[正誤]

42

条 例

次に掲げる条例を公布する。

令和4年12月28日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 横 浜 市 資 源 循 環 局 保 土 ヶ 谷 工 場 再 整 備 工 事 技 術 提 案 等 評 価 委 員 会 条 例
- 2 横 浜 市 個 人 情 報 の 保 護 に 関 する 条 例
- 3 横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 する 法 律 の 施 行 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 4 横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 5 横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 6 地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 寄 附 金 を 受 け 入 れ る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 7 横 浜 市 公 会 堂 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 8 横 浜 市 ス ポ ー ツ 施 設 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 9 横 浜 市 公 園 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 10 横 浜 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 11 横 浜 市 建 築 基 準 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 12 横 浜 市 地 区 計 画 の 区 域 内 に お け る 建 築 物 等 の 制 限 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 13 横 浜 市 立 学 校 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 14 横 浜 市 議 会 議 員 及 び 横 浜 市 長 の 選 挙 に お け る 選 挙 運 動 の 公 費 負 担 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 15 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 金 沢 八 景 駅 東 口 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 施 行 条 例 を 廃 止 す る 条 例

横 浜 市 条 例 第 37 号

横 浜 市 資 源 循 環 局 保 土 ケ 谷 工 場 再 整 備 工 事 技 術 提 案 等 評 価 委 員 会 条 例

(設 置)

第 1 条 横 浜 市 資 源 循 環 局 保 土 ケ 谷 工 場 再 整 備 工 事 に 係 る 入 札 に お け る 高 度 な 技 術 又 は 優 れ た 工 夫 を 含 む 提 案 (以 下 「 技 術 提 案 等 」 と い う 。) に つ い て 審 査 し 、 及 び 評 価 す る た め 、 市 長 の 附 属 機 関 と し て 、 横 浜 市 資 源 循 環 局 保 土 ケ 谷 工 場 再 整 備 工 事 技 術 提 案 等 評 価 委 員 会 (以 下 「 委 員 会 」 と い う 。) を 置 く 。

(所 掌 事 務)

第 2 条 委 員 会 は 、 市 長 の 諮 問 に 応 じ て 、 前 条 の 目 的 を 達 成 す る た め 、 次 に 掲 げ る 事 項 に つ い て 調 査 審 議 し 、 答 申 し 、 又 は 意 見 を 具 申 す る 。

- (1) 技 術 提 案 等 の 評 価 項 目 及 び 評 価 基 準 に 関 す る こ と 。
- (2) 技 術 提 案 等 の 審 査 及 び 評 価 に 関 す る こ と 。
- (3) そ の 他 技 術 提 案 等 の 審 査 及 び 評 価 に 関 し 市 長 が 必 要 と 認 め る

事 項

(組 織)

第 3 条 委 員 会 は 、 委 員 7 人 以 内 を も っ て 組 織 す る 。

2 委 員 は 、 学 識 経 験 の あ る 者 そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 者 の う ち か ら 市 長 が 任 命 す る 。

(委 員 の 任 期)

第 4 条 委 員 の 任 期 は 、 2 年 と す る 。 た だ し 、 委 員 が 欠 け た 場 合 に お け る 補 欠 の 委 員 の 任 期 は 、 前 任 者 の 残 任 期 間 と す る 。

2 委 員 は 、 再 任 さ れ る こ と が で き る 。

(委 員 長)

第 5 条 委 員 会 に 委 員 長 を 置 く 。

2 委 員 長 は 、 委 員 の 互 選 に よ っ て 定 め る 。

3 委 員 長 は 、 委 員 会 を 代 表 し 、 会 務 を 総 理 し 、 会 議 の 議 長 と な る 。

4 委 員 長 に 事 故 が あ る と き 、 又 は 委 員 長 が 欠 け た と き は 、 あ ら か じ め 委 員 長 の 指 名 す る 委 員 が 、 そ の 職 務 を 代 理 す る 。

(会 議)

第 6 条 委 員 会 の 会 議 は 、 委 員 長 が 招 集 す る 。 た だ し 、 委 員 長 が 選 出 さ れ て い な い と き は 、 市 長 が 行 う 。

2 委 員 会 は 、 委 員 の 半 数 以 上 の 出 席 が な け れ ば 会 議 を 開 く こ と が で き な い 。

3 委 員 会 の 議 事 は 、 出 席 し た 委 員 の 過 半 数 を も っ て 決 し 、 可 否 同 数 の と き は 、 委 員 長 の 決 す る と こ ろ に よ る 。

(関 係 者 の 出 席 等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、資源循環局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第2号に掲げる審査及び評価に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

横 浜 市 条 例 第 38 号

横 浜 市 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例

横 浜 市 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 （ 平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 6 号 ） の 全 部 を 改 正 す る 。

（ 趣 旨 ）

第 1 条 横 浜 市 （ 以 下 「 市 」 と い う 。 ） に お け る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 し 必 要 な 事 項 は 、 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 （ 平 成 15 年 法 律 第 57 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。 ） そ の 他 の 法 令 又 は 条 例 に 定 め る も の の ほ か 、 こ の 条 例 の 定 め る と ころ に よ る 。

（ 定 義 ）

第 2 条 こ の 条 例 に お け る 用 語 の 意 義 は 、 こ の 条 例 に お い て 定 め る も の の ほ か 、 法 の 例 に よ る 。

2 こ の 条 例 に お い て 「 実 施 機 関 」 と は 、 法 第 2 条 第 11 項 第 2 号 の 地 方 公 共 団 体 の 機 関 た る 市 長 、 公 営 企 業 管 理 者 、 消 防 長 、 教 育 委 員 会 、 選 挙 管 理 委 員 会 、 人 事 委 員 会 、 監 査 委 員 、 農 業 委 員 会 及 び 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 並 び に 市 が 設 立 し た 地 方 独 立 行 政 法 人 （ 地 方 独 立 行 政 法 人 法 （ 平 成 15 年 法 律 第 118 号 ） 第 2 条 第 1 項 の 地 方 独 立 行 政 法 人 を い う 。 以 下 同 じ 。 ） を い う 。

（ 実 施 機 関 の 基 本 方 針 ）

第 3 条 実 施 機 関 は 、 市 民 の 信 頼 に 基 づ い て 法 を 運 用 す る た め 、 個 人 情 報 を 本 人 以 外 の も の か ら 収 集 し 、 又 は 人 種 、 信 条 及 び 社 会 的 身 分 に 関 す る 個 人 情 報 を 収 集 し よ う と す る と き は 、 そ の 必 要 性 を 適 切 に 検 討 す る も の と す る 。

2 実 施 機 関 は 、 開 示 請 求 が あ っ た と き は 、 法 第 83 条 第 1 項 に 規 定 す る 期 間 内 で あ っ て も 、 速 や か に 開 示 決 定 等 を す る よ う 努 め る も の と す る 。

（ 個 人 情 報 取 扱 事 務 の 届 出 ）

第 4 条 実 施 機 関 は 、 個 人 情 報 を 取 り 扱 う 事 務 （ 一 時 的 な 使 用 で あ っ て 、 短 期 間 に 廃 棄 さ れ 、 又 は 消 去 さ れ る 個 人 情 報 を 取 り 扱 う 事 務 そ の 他 規 則 で 定 め る 事 務 を 除 く 。 以 下 こ の 条 に お い て 同 じ 。 ） を 開 始 し よ う と す る と き は 、 あ ら か じ め 、 次 に 掲 げ る 事 項 を 市 長 に 届 け 出 な け れ ば な ら ない 。 届 け 出 た 事 項 を 変 更 し よ う と す る と き も 、 同 様 と す る 。

(1) 個 人 情 報 を 取 り 扱 う 事 務 の 名 称

(2) 個 人 情 報 を 取 り 扱 う 事 務 を 所 掌 す る 組 織 の 名 称

(3) 個 人 情 報 の 利 用 目 的

(4) 個 人 情 報 の 対 象 者 の 範 囲

(5) 取 り 扱 う 個 人 情 報 の 項 目

(6) 個 人 情 報 の 収 集 方 法

(7) 記 録 さ れ る 個 人 情 報 に 要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 そ

の旨

- (8) 法第69条第2項本文の規定による個人情報利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (9) その他規則で定める事項
- 2 市長は、前項の規定により届け出た事項について、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 実施機関は、第1項の規定により届け出た個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、前項の閲覧に供することを中止するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を第9条第1項に規定する横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。
（審議会への報告）
- 第5条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。
- (1) 個人情報を取り扱う事務の実施機関以外のものへの委託 受託者の名称、委託業務の概要、当該個人情報を保護するための措置等
- (2) 法第27条第1項第5号から第7号までに掲げる事由による個人データの提供 提供の相手方の名称、提供する理由、当該個人データの内容等
- (3) 法第69条第2項第4号に掲げる事由による保有個人情報の提供 提供の相手方の名称、提供する理由、当該保有個人情報の内容等
- (4) 法第75条第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成 当該個人情報ファイル簿に記載された事項
- (5) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第21条第3項の規定による個人情報ファイル簿の変更 当該変更の内容
- (6) 令第21条第4項の規定による個人情報ファイルについての記載の消除 当該消除の事実
- (7) 法第112条第1項の規定による提案 同条第2項各号に掲げる事項
- 2 前項各号に掲げるもののほか、実施機関は、個人情報の保護に関し必要と認める事項について、審議会に報告することができる

。 3 審 議 会 は、 実 施 機 関 に 対 し、 前 2 項 の 規 定 に よ る 報 告 に 係 る 事 項 に つ い て 意 見 を 述 べ る こ と が で き る。

(本 人 情 報 の 本 人 へ の 提 供)

第 6 条 実 施 機 関 が あ ら か じ め 定 め る 保 有 個 人 情 報 に つ い て は、 当 該 実 施 機 関 が 定 め る 簡 易 な 手 続 に よ り 本 人 に 提 供 す る こ と が で き る。

(審 査 請 求 を す べ き 実 施 機 関)

第 7 条 法 第 107 条 第 2 項 の 審 査 請 求 は、 同 項 の 開 示 決 定 等、 訂 正 決 定 等、 利 用 停 止 決 定 等 又 は 開 示 請 求、 訂 正 請 求 若 し く は 利 用 停 止 請 求 に 係 る 不 作 為 に 係 る 実 施 機 関 に 対 し て す る も の と す る。

(横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 へ の 諮 問 等)

第 8 条 法 第 105 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 準 用 す る 同 条 第 1 項 の 審 査 請 求 に 係 る 審 査 庁 (当 該 審 査 請 求 が さ れ た 実 施 機 関 を い う。 次 項 に お い て 同 じ。) の 諮 問 は、 横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 (平 成 12 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 1 号。 以 下 「 情 報 公 開 条 例 」 と い う。) 第 22 条 第 1 項 の 横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 に 対 し、 法 第 106 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 行 政 不 服 審 査 法 (平 成 26 年 法 律 第 68 号) 第 29 条 第 2 項 の 弁 明 書 の 写 し を 添 え て 行 う も の と す る。

2 前 項 の 諮 問 を し た 審 査 庁 は、 当 該 諮 問 に 対 す る 答 申 が あ っ た と き は、 こ れ を 尊 重 し て、 同 項 の 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 を 行 わ な け れ ば な ら ない。

(横 浜 市 個 人 情 報 保 護 審 議 会 の 設 置 等)

第 9 条 法 第 3 章 第 3 節 の 施 策 等 に お け る 個 人 情 報 の 適 正 な 取 扱 い の 確 保 を 図 り、 及 び 横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 条 例 (平 成 27 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 52 号) に よ り そ の 権 限 に 属 さ せ ら れ た 事 項 を 行 う た め、 横 浜 市 個 人 情 報 保 護 審 議 会 を 置 く。

2 審 議 会 は、 前 項 の 規 定 に よ る 事 項 を 行 う ほ か、 実 施 機 関 の 諮 問 に 応 じ、 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 重 要 な 事 項 を 審 議 す る も の と す る。

3 審 議 会 は、 前 2 項 に 規 定 す る 事 項 を 行 う ほ か、 個 人 情 報 の 保 護 に 関 し 必 要 と 認 め る 事 項 に つ い て 調 査 審 議 し、 実 施 機 関 に 意 見 を 述 べ る こ と が で き る。

4 審 議 会 は、 そ の 職 務 を 遂 行 す る た め 必 要 が あ る と 認 め る と き は、 実 施 機 関 の 職 員 そ の 他 関 係 者 の 出 席 を 求 め、 こ れ ら の 者 の 意 見 若 し く は 説 明 を 聴 き、 又 は こ れ ら の 者 に 資 料 の 提 出 を 求 め る こ と が で き る。

5 審 議 会 は、 市 長 が 任 命 す る 委 員 7 人 以 内 を も っ て 組 織 す る。

- 6 審議会委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 8 専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。
- 9 審議会委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の設置等)
- 第10条 実施機関における個人情報の保護に関し審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行うため、審議会に部会として横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、前項の実地調査及び審議を行ったときは、当該実地調査及び審議に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。
- 3 実施機関は、前項の意見が個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう求めるものである場合には、当該措置に係る処理の内容を審議会に報告するものとする。
- 4 委員会は、審議会の委員1人以上及び専門委員をもって組織する。
- 5 前条第4項の規定は、委員会について準用する。
(規則への委任)
- 第11条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(開示請求に係る手数料)
- 第12条 法第89条第2項の手数料は、法第87条第1項の規定に基づく写しの交付により開示を実施する場合は別表に定める額とし、写しの交付以外の方法により開示を実施する場合及び法第82条第2項の規定により保有個人情報の全部を開示しない場合は無料とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の写しを郵便等により送付する場合の手数料の額は、別表に定める額に郵便料金その他の送付に要する費用に相当する額を加算した額とする。
(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)
- 第13条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに 3,950円

- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限り。）
- 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円
- （出資法人等における個人情報保護）
- 第14条 実施機関は、市が出資その他財政支出等を行う法人（市が設立した地方独立行政法人を除く。）であつて、市長が定めるものにおける個人情報保護が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- （市長の調整）
- 第15条 市長は、必要があると認めるときは、市長以外の実施機関に対し、個人情報保護について、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。
- （運用状況の公表）
- 第16条 市長は、毎年1回、法及びこの条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。
- （委任）
- 第17条 この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
- 附 則
- （施行期日）
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の横浜市個人情報保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定によりされた届出（議長が届け出たものを除く。）は、この条例による改正後の横浜市個人情報保護に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定によりされた届出とみなす。
- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、

- 訂正又は利用停止については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例第50条第1項本文又は第2項の規定による是正の申出がされた場合における旧条例に規定する是正の申出に係る処理については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第58条の規定により横浜市個人情報保護審議会の委員及び専門委員に任命されている者は、新条例第9条の規定により審議会の委員及び専門委員に任命された者とみなす。この場合において、当該委員及び専門委員の任期は、同条第6項及び第8項の規定にかかわらず、令和6年5月31日までとする。
- 6 新条例第9条第5項の規定は、前項に規定する任期が満了する日の翌日以後に任命する委員の定数について適用し、同日前の定数については、なお従前の例による。
- 7 新条例第12条の規定は、施行日以後の法第76条の規定による開示の請求に係る写しの交付の手数料について適用し、施行日前の旧条例第20条の規定による開示の請求に係る写しの交付の費用については、なお従前の例による。
- （横浜市震災対策条例の一部改正）
- 8 横浜市震災対策条例（平成25年2月横浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。
- 第12条第2項中「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第6項に規定する」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項の」に改める。
- （横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例の一部改正）
- 9 横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例（平成23年3月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。
- 第7条第4号中「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。
- （横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例の一部改正）
- 10 横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例（昭和46年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。
- 第8条中「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第7条第2項に規定する」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第17条第1項の」に改める。
- 別表（第12条）

1 写しの作成に要する手数料

写しの作成の方法	手 数 料		
文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒	1枚につき10円
		カラー	1枚につき50円
	日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙		実費相当額
マイクロフィルム用の用紙への出力	1枚につき10円		
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録		記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額
	ページ数がない電磁的記録		記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額		

(備 考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

2 記録媒体の費用

記録媒体の種別	金 額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円
その他の記録媒体	実費相当額

横 浜 市 条 例 第 39 号

横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 条 例 (平 成 27 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 52 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

目 次 及 び 「 第 1 章 総 則 」 を 削 る。

第 1 条 中 「 法 第 32 条 の 規 定 に 基 づ き 特 定 個 人 情 報 の 利 用 及 び 提 供 の 制 限 等 に 関 し 横 浜 市 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 (平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 6 号 。 以 下 「 個 人 情 報 保 護 条 例 」 と い う 。) の 特 例 」 を 「 特 定 個 人 情 報 保 護 評 価 に お け る 意 見 の 聴 取 に 関 す る 手 続 」 に 改 め る。

第 2 条 中 「 、 次 に 定 め る も の の ほ か 」 及 び 各 号 を 削 る。

「 第 2 章 個 人 番 号 の 利 用 等 」 を 削 る。

第 5 条 中 「 実 施 機 関 」 の 次 に 「 (横 浜 市 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 (令 和 4 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 38 号) 第 2 条 第 2 項 の 実 施 機 関 を い う 。) 及 び 議 長 」 を 加 え 、 「 個 人 情 報 保 護 条 例 第 58 条 第 1 項 」 を 「 同 条 例 第 9 条 第 1 項 」 に 改 め る。

第 3 章 及 び 「 第 4 章 雑 則 」 を 削 る。

第 18 条 中 「 第 5 条 及 び 前 章 」 を 「 前 条 」 に 改 め 、 同 条 を 第 6 条 と す る。

第 19 条 を 第 7 条 と す る。

附 則

(施 行 期 日)

1 この 条 例 は 、 令 和 5 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

2 この 条 例 の 施 行 の 日 (以 下 「 施 行 日 」 と い う 。) 前 に この 条 例 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 条 例 (以 下 「 旧 条 例 」 と い う 。) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 請 求 が さ れ た 場 合 に お け る 旧 条 例 に 規 定 す る 保 有 特 定 個 人 情 報 の 利 用 停 止 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

3 施 行 日 前 に 旧 条 例 第 9 条 第 1 項 本 文 又 は 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 是 正 の 申 出 が さ れ た 場 合 に お け る 旧 条 例 に 規 定 す る 是 正 の 申 出 に 係 る 処 理 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

4 施 行 日 前 に 旧 条 例 第 14 条 の 訂 正 を 実 施 し た 場 合 に お け る 同 条 の 規 定 に よ る 通 知 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

横 浜 市 条 例 第 40 号

横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 手 数 料 条 例 (平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号) の 一 部 を 次
の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 139 号 の 17 イ を 削 り、同 号 ウ 中 「 (当 該 建 築 物 の 全 体 に
つ い て 当 該 申 請 を す る 場 合 に 限 り、同 時 に 住 戸 部 分 に つ い て 当 該 申
請 を す る 場 合 を 含 む。) 」 を 削 り、「 建 築 物 に 」 を 「 申 請 に 」 に 改
め、同 号 ウ を 同 号 イ と し、同 条 第 139 号 の 18 イ を 削 り、同 号 ウ 中 「
(当 該 建 築 物 の 全 体 に つ い て 当 該 申 請 を す る 場 合 に 限 り、同 時 に 住
戸 部 分 に つ い て 当 該 申 請 を す る 場 合 を 含 む。) 」 を 削 り、「 当 該 建
築 物 に 」 を 「 当 該 申 請 に 」 に 改 め、同 号 ウ (イ) 中 「 (当 該 住 宅 の 設 計
一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量 (建 築 物 に 係 る エ ネ ル ギ ー の 使 用 の 合 理 化 の
一 層 の 促 進 そ の 他 の 建 築 物 の 低 炭 素 化 の 促 進 の た め に 誘 導 す べ き 基
準 (平 成 24 年 経 済 産 業 省、国 土 交 通 省、環 境 省 告 示 第 119 号。以 下
こ の 号 及 び 第 139 号 の 21 に お い て 「 基 準 告 示 」 と い う。) I の 第 2
の 2 の 2 一 1 の 設 計 一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量 を い う。以 下 こ の 号 及 び
第 139 号 の 21 に お い て 同 じ。) を 基 準 告 示 I の 第 2 の 2 の 2 一 3 (2)
イ に 定 め る 方 法 に よ り 算 出 し た も の に 限 る。) 」 を 削 り、同 号 ウ 中
(ウ) を 削 り、(エ) を (ウ) と し、(オ) を (エ) と し、同 号 ウ を 同 号 イ と し、同 条 第
139 号 の 20 イ を 削 り、同 号 ウ 中 「 (当 該 建 築 物 の 全 体 に つ い て 当 該
申 請 を す る 場 合 に 限 り、同 時 に 住 戸 部 分 に つ い て 当 該 申 請 を す る 場
合 を 含 む。) 」 を 削 り、「 部 分 を 含 む。) 」 の 次 に 「 の 当 該 申 請 」
を 加 え、同 号 ウ (ア) 中 「 当 該 認 定 」 を 「 都 市 の 低 炭 素 化 の 促 進 に 関 す
る 法 律 第 54 条 第 1 項 (同 法 第 55 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含
む。) の 規 定 に 基 づ く 低 炭 素 建 築 物 新 築 等 計 画 の 認 定 」 に 改 め、同 号
ウ (エ) 中 「 第 139 号 の 17 ウ 」 を 「 第 139 号 の 17 イ 」 に 改 め、同 号 ウ
を 同 号 イ と し、同 条 第 139 号 の 21 イ を 削 り、同 号 ウ 中 「 (当 該 建 築
物 の 全 体 に つ い て 当 該 申 請 を す る 場 合 に 限 り、同 時 に 住 戸 部 分 に つ
い て 当 該 申 請 を す る 場 合 を 含 む。) 」 を 削 り、「 部 分 を 含 む。) 」
の 次 に 「 の 当 該 申 請 」 を 加 え、同 号 ウ (ア) 中 「 当 該 認 定 」 を 「 都 市 の
低 炭 素 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 第 54 条 第 1 項 (同 法 第 55 条 第 2 項 に お
い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。) の 規 定 に 基 づ く 低 炭 素 建 築 物 新 築 等 計
画 の 認 定 」 に 改 め、同 号 ウ (イ) 中 「 (既 に 当 該 住 宅 の 設 計 一 次 エ ネ ル
ギ ー 消 費 量 を 基 準 告 示 I の 第 2 の 2 の 2 一 3 (2) イ に 定 め る 方 法 に よ
り 算 出 し て 当 該 認 定 を 受 け た 部 分 で 当 該 算 出 の 方 法 を 変 更 し な い も
の に 限 る。) 」 を 削 り、同 号 ウ 中 (ウ) を 削 り、(エ) を (ウ) と し、(オ) を (エ) と
し、同 号 ウ (カ) 中 「 (オ) ま で 」 を 「 (エ) ま で 」 に、「 第 139 号 の 18 ウ 」 を
「 第 139 号 の 18 イ 」 に 改 め、同 号 ウ (カ) を 同 号 ウ (オ) と し、同 号 ウ を 同
号 イ と し、同 条 第 139 号 の 25 イ を 削 り、同 号 ウ 中 「 (当 該 建 築 物 の
全 体 に つ い て 当 該 申 請 を す る 場 合 に 限 り、同 時 に 住 戸 部 分 及 び 非 住

宅部分について当該申請をする場合を含む。)」を削り、「建築物に」を「申請に」に改め、同号ウを同号イとし、同条第139号の26イを削り、同号ウ中「(当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。)」を削り、「建築物に」を「申請に」に改め、同号ウ(エ)を次のように改める。

(エ) 非住宅部分(当該評価方法がモデル建物法のものを除く。)

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

230,000 円

b 同

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。

290,000 円

c 同

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。

370,000 円

d 同

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。

530,000 円

e 同

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。

650,000 円

f 同

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。

770,000 円

g 同

25,000平方メートル以上のとき。

870,000 円

第2条第139号の26ウに次のように加え、同号ウを同号イとする

。

(オ) 非住宅部分(当該評価方法がモデル建物法のものに限る。)

a	非住宅部分の床面積の 合計が300平方メートル 未満のとき。	87,000 円
b	同 300平方メートル 以上1,000平方メートル 未満のとき。	110,000 円
c	同 1,000平方メートル 以上2,000平方メートル 未満のとき。	150,000 円
d	同 2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のとき。	240,000 円
e	同 5,000平方メートル 以上10,000平方メートル 未満のとき。	310,000 円
f	同 10,000平方メートル 以上25,000平方メートル 未満のとき。	370,000 円
g	同 25,000平方メートル 以上のとき。	440,000 円

第2条第139号の26の2中「第139号の25ア若しくはウ」を「第139号の25ア若しくはイ」に、「前号ア若しくはウ」を「前号ア若しくはイ」に改め、同号ウ中「第139号の25ウ(ア)から(ウ)まで」を「第139号の25イ(ア)から(ウ)まで」に改め、同号エ中「前号ウ(ア)から(エ)まで」を「前号イ(ア)から(オ)まで」に改め、同条第139号の28イを削り、同号ウ中「(当該建築物の全体について当該申請をする場合に限る。同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。)」を削り、「部分を含む。)」の次に「の当該申請」を加え、同号ウ(ア)中「当該認定」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」に改め、同号ウ(ウ)中「当該部分の床面積に応じイ(ウ)に掲げる額」を削り、同号ウ(ウ)に次のように加える。

a 当該非住宅部分の床面

	積の合計が 300 平方メートル未満のとき。	4,800 円
b	同	
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。	8,500 円
c	同	
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	13,500 円
d	同	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	40,500 円
e	同	
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。	65,000 円
f	同	
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。	80,000 円
g	同	
	25,000 平方メートル以上のとき。	100,000 円

第 2 条 第 139 号 の 28 ウ(エ) 中 「第 139 号 の 25 ウ」 を 「第 139 号 の 25 イ」 に 改 め、同 号 ウ を 同 号 イ と し、同 条 第 139 号 の 29 イ を 削 り、同 号 ウ 中 「(当 該 建 築 物 の 全 体 に つ い て 当 該 申 請 を す る 場 合 に 限 り、同 時 に 住 戸 部 分 及 び 非 住 宅 部 分 に つ い て 当 該 申 請 を す る 場 合 を 含 む。) 」 を 削 り、「部 分 を 含 む。) 」 の 次 に 「の 当 該 申 請」 を 加 え、同 号 ウ(エ) 中 「当 該 部 分 の 床 面 積 に 応 じ イ(ウ) に 掲 げ る 額」 を 削 り、同 号 ウ(エ) に 次 の よ う に 加 え る。

a	当 該 非 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 300 平方メートル未満のとき。	115,000 円
b	同	
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。	145,000 円
c	同	

	1,000 平方メ	
	ートル以上 2,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	185,000 円
d	同	
	2,000 平方メ	
	ートル以上 5,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	265,000 円
e	同	
	5,000 平方メ	
	ートル以上 10,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	325,000 円
f	同	
	10,000 平方メ	
	ートル以上 25,000 平方メ	
	ートル未満のとき。	385,000 円
g	同	
	25,000 平方メ	
	ートル以上のとき。	435,000 円

第 2 条 第 139 号 の 29 ウ (オ) 中 「 当 該 部 分 の 床 面 積 に 応 じ イ (エ) に 掲 げ る 額 」 を 削 り 、 同 号 ウ (オ) に 次 の よう に 加 え る 。

a	当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。	43,500 円
b	同	
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。	55,000 円
c	同	
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	75,000 円
d	同	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	120,000 円
e	同	
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。	155,000 円
f	同	

10,000 平方メ
 ートル以上 25,000 平方メ
 ートル未満のとき。 185,000 円

g 同

25,000 平方メ
 ートル以上のとき。 220,000 円

第 2 条 第 139 号の 29 ウ(カ)中「第 139 号の 26 ウ」を「第 139 号の 26 イ」に改め、同号ウを同号イとし、同条第 139 号の 29 の 2 中「第 139 号の 28 ア若しくはウ」を「第 139 号の 28 ア若しくはイ」に、「前号ア若しくはウ」を「前号ア若しくはイ」に改め、同号ウ中「第 139 号の 28 ウ(ア)から(エ)まで」を「第 139 号の 28 イ(ア)から(エ)まで」に改め、同号エ中「前号ウ(ア)から(カ)まで」を「前号イ(ア)から(カ)まで」に改め、同条中第 184 号を第 200 号とし、同条第 183 号中「同」を「1 件につき」に改め、同号を同条第 199 号とし、同条第 182 号の次に次の 16 号を加える。

(183) 液化石油ガスの保安の確保
 及び取引の適正化に関する法律
 第 3 条 第 1 項の規定に基づく液
 化石油ガス販売事業の登録申請
 手数料 同 31,000 円

(184) 液化石油ガスの保安の確保
 及び取引の適正化に関する法律
 第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づ
 く液化石油ガス販売事業者登録
 簿の謄本の交付手数料 1 通につき 630 円

(185) 液化石油ガスの保安の確保
 及び取引の適正化に関する法律
 第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づ
 く液化石油ガス販売事業者登録
 簿の閲覧手数料 1 回につき 460 円

(186) 液化石油ガスの保安の確保
 及び取引の適正化に関する法律
 第 29 条 第 1 項の規定に基づく保
 安機関の認定申請手数料 1 件につき、34,000 円に新
 たに行う保安業務区分の数
 に 6,900 円を乗じて得た額
 を加算した額

(187) 液化石油ガスの保安の確保
 及び取引の適正化に関する法律
 第 32 条 第 1 項の規定に基づく保

安機関の認定更新申請手数料	1 件につき、14,000 円に保安業務区分の数に6,900 円を乗じて得た額を加算した額
(188) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可申請手数料	1 件につき、20,000 円に保安業務区分の数に6,900 円を乗じて得た額を加算した額
(189) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定申請手数料	
ア 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000 戸未満の場合	1 件につき 55,000 円
イ 同 1,000 戸以上 10,000 戸未満の場合	同 80,000 円
ウ 同 10,000 戸以上の場合	同 98,000 円
(190) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可申請手数料	1 件につき、21,000 円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
(191) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更許可申請手数料	1 件につき、15,000 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額

額

(192) 液化石油ガスの保安の確保
及び取引の適正化に関する法律
第37条の3第1項の規定に基づ
く同法第36条第1項の許可に係
る貯蔵施設又は特定供給設備の
完成検査申請手数料

1件につき、31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を合計した額

(193) 液化石油ガスの保安の確保
及び取引の適正化に関する法律
第37条の3第1項の規定に基づ
く同法第37条の2第1項の許可
に係る貯蔵施設又は特定供給設
備の完成検査申請手数料

1件につき、24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を合計した額

(194) 液化石油ガスの保安の確保
及び取引の適正化に関する法律
第37条の4第1項の規定に基づ

- く 充 て ん 設 備 に よ る 液 化 石 油 ガ
 ス の 充 て ん の 許 可 申 請 手 数 料
- 1 件 に つ き 、 28,000 円 に 充
 て ん 設 備 の 数 を 乗 じ て 得 た
 額
- (195) 液 化 石 油 ガ ス の 保 安 の 確 保
 及 び 取 引 の 適 正 化 に 関 す る 法 律
 第 37 条 の 4 第 3 項 に お い て 準 用
 す る 同 法 第 37 条 の 2 第 1 項 の 規
 定 に 基 づ く 充 て ん 設 備 の 所 在 地
 、 構 造 、 設 備 又 は 装 置 の 変 更 許
 可 申 請 手 数 料
- 1 件 に つ き 、 17,000 円 に 変
 更 に 係 る 充 て ん 設 備 の 数 を
 乗 じ て 得 た 額
- (196) 液 化 石 油 ガ ス の 保 安 の 確 保
 及 び 取 引 の 適 正 化 に 関 す る 法 律
 第 37 条 の 4 第 4 項 に お い て 準 用
 す る 同 法 第 37 条 の 3 第 1 項 の 規
 定 に 基 づ く 同 法 第 37 条 の 4 第 1
 項 の 許 可 に 係 る 充 て ん 設 備 の 完
 成 検 査 申 請 手 数 料
- 1 件 に つ き 、 36,000 円 に 充
 て ん 設 備 の 数 を 乗 じ て 得 た
 額
- (197) 液 化 石 油 ガ ス の 保 安 の 確 保
 及 び 取 引 の 適 正 化 に 関 す る 法 律
 第 37 条 の 4 第 4 項 に お い て 準 用
 す る 同 法 第 37 条 の 3 第 1 項 の 規
 定 に 基 づ く 同 法 第 37 条 の 4 第 3
 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 37 条
 の 2 第 1 項 の 許 可 に 係 る 充 て ん
 設 備 の 完 成 検 査 申 請 手 数 料
- 1 件 に つ き 、 27,000 円 に 変
 更 に 係 る 充 て ん 設 備 の 数 を
 乗 じ て 得 た 額
- (198) 液 化 石 油 ガ ス の 保 安 の 確 保
 及 び 取 引 の 適 正 化 に 関 す る 法 律
 第 37 条 の 6 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
 く 充 て ん 設 備 の 保 安 検 査 申 請 手
 数 料
- 1 件 に つ き 、 27,000 円 に 検
 査 に 係 る 充 て ん 設 備 の 数 を
 乗 じ て 得 た 額

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中第184号を第200号とする改正規定、同条第183号の改正規定及び同号を同条第199号とし、同条第182号の次に16号を加える改正規定並びに附則第5項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例第2条第139号の17、第139号の18、第139号の20、第139号の21、第139号の25から第139号の26の2まで及び第139号の28から第139号の29の2までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）附則第2項及び附則第4項並びに建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和4年経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）附則第2項及び附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている低炭素建築物新築等計画の同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請手数料については、なお従前の例による。

- 4 第2項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）附則第2項及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第36条第1項の規定に基づく変更認定申請手数料については、なお従前の例による。

(横 浜 市 住 居 表 示 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

- 5 横浜市住居表示に関する条例（昭和39年9月横浜市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第2条第163号」を「第2条第200号」に改める。

横 浜 市 条 例 第 41 号

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正
す る 条 例

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 (平 成 12 年 2 月 横 浜 市
条 例 第 1 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条 第 1 項 中 「 公 営 企 業 管 理 者 」 の 次 に 「 、 消 防 長 」 を 加 え 、
「 、 規 則 で 定 め る 市 の 機 関 」 を 削 る。

第 7 条 第 2 項 中 「 非 開 示 情 報 」 を 「 不 開 示 情 報 」 に 改 め 、 同 項 第
1 号 を 削 り 、 同 項 第 2 号 ア 中 「 法 令 等 」 を 「 法 令 若 し く は 条 例 (以
下 「 法 令 等 」 と い う 。) 」 に 改 め 、 同 号 を 同 項 第 1 号 と し 、 同 号 の
次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(2) 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 (平 成 15 年 法 律 第 57 号 。 以 下 「
個 人 情 報 保 護 法 」 と い う 。) 第 60 条 第 3 項 の 行 政 機 関 等 匿 名 加
工 情 報 (同 条 第 4 項 の 行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情 報 フ ァ イ ル を 構 成
す る も の に 限 る 。 以 下 こ の 号 に お い て 「 行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情
報 」 と い う 。) 又 は 行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情 報 の 作 成 に 用 い た 同
条 第 1 項 の 保 有 個 人 情 報 (以 下 「 保 有 個 人 情 報 」 と い う 。) か
ら 削 除 し た 個 人 情 報 保 護 法 第 2 条 第 1 項 第 1 号 に 規 定 す る 記 述
等 若 し く は 同 条 第 2 項 の 個 人 識 別 符 号

第 7 条 第 2 項 第 4 号 を 削 り 、 同 項 第 5 号 を 同 項 第 4 号 と し 、 同 項
第 6 号 才 中 「 、 国 」 を 削 り 、 同 号 を 同 項 第 5 号 と す る。

第 8 条 第 1 項 中 「 非 開 示 情 報 」 を 「 不 開 示 情 報 」 に 改 め 、 同 条 第
2 項 中 「 前 条 第 2 項 第 2 号 」 を 「 前 条 第 2 項 第 1 号 」 に 改 め る。

第 9 条 中 「 非 開 示 情 報 」 を 「 不 開 示 情 報 」 に 改 め る。

第 10 条 第 1 項 中 「 並 び に 開 示 を す る 日 時 及 び 場 所 」 を 「 及 び 開 示
の 実 施 に 関 し 規 則 で 定 め る 事 項 」 に 改 め る。

第 11 条 第 1 項 中 「 以 下 」 の 次 に 「 こ の 章 に お い て 」 を 加 え 、 「 14
日 」 を 「 、 横 浜 市 の 休 日 を 定 め る 条 例 (平 成 3 年 12 月 横 浜 市 条 例 第
54 号) 第 1 条 第 1 項 の 横 浜 市 の 休 日 を 除 い て 10 日 」 に 改 め 、 同 条 に
次 の 1 項 を 加 え る。

3 開 示 決 定 等 を す る 実 施 機 関 が 議 長 で あ る 場 合 に お い て 、 前 2 項
に 規 定 す る 期 間 に 議 長 及 び 副 議 長 が と も に 欠 け て い る 日 数 が あ る
と き は 、 そ の 欠 け て い る 期 間 の 日 数 は 、 前 2 項 に 規 定 す る 期 間 に
算 入 し な い。

第 15 条 第 2 項 中 「 第 7 条 第 2 項 第 2 号 イ 」 を 「 第 7 条 第 2 項 第 1
号 イ 」 に 改 め る。

第 16 条 中 第 3 項 を 第 5 項 と し 、 第 2 項 の 次 に 次 の 2 項 を 加 え る。

3 開 示 決 定 に 基 づ き 行 政 文 書 の 開 示 を 受 け る も の は 、 規 則 で 定 め
る と こ ろ に よ り 、 当 該 開 示 決 定 を し た 実 施 機 関 に 対 し 、 そ の 求 め
る 開 示 の 実 施 の 方 法 そ の 他 の 規 則 で 定 め る 事 項 を 申 し 出 な け れ ば

ならない。

4 前項の規定による申出は、第10条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

第17条第4項中「（横浜市個人情報保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第6項に規定する保有個人情報をいう。）」を削り、「個人情報保護条例に」を「個人情報保護法に」に改める。

第18条を次のように改める。

（開示に係る写しの交付の手数料）

第18条 第16条第1項の規定により写しの交付を受けるものは、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の写しを郵便等により送付する場合の手数料の額は、別表に定める額に郵便料金その他の送付に要する費用に相当する額を加算した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により市が設立した地方独立行政法人が開示する行政文書の写しの交付を受けるとするものは、当該地方独立行政法人が定める額の手数料を納めなければならない。

第18条の4を削る。

第19条第3項中「（以下「諮問庁」という。）」を削る。

第20条中「諮問庁」を「前条第3項の審査庁」に改める。

第22条第1項中「第19条」を「第19条第1項」に、「個人情報保護条例第53条」を「横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「個人情報保護条例」という。）第8条第1項」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「9人」を「18人」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、個人情報保護条例第8条第1項の規定による諮問については、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する同法第81条第1項の機関とする。

第24条第1項中「諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書」を「第19条第1項又は個人情報保護条例第8条第1項の規定による諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という。）に対し、第11条第1項の開示決定等に係る行政文書又は個人情報保護法第78条第1項第4号の開示決定等に係る保有個人情報」に、「その提示された行政文書」を「当該行政文書又は保有個人情報」に改め、同条第3項中「対し、」の次に「第1項の」を、「情報」の次に「又は保有個人情

報に含まれている情報」を加え、同条第4項中「審査請求人等」を「審査関係人」に、「意見書」を「その主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）」に、「を陳述させる」を「の陳述又は鑑定を求める」に改める。

第25条を次のように改める。

（意見の陳述）

第25条 審査会は、審査関係人の申立てがあつたときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第25条の次に次の2条を加える。

（主張書面等の提出）

第25条の2 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査関係人から主張書面又は資料が提出されたときは、審査関係人（当該主張書面又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

（委員による調査手続）

第25条の3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第24条第1項の規定により提示された行政文書若しくは保有個人情報閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

第26条第1項中「審査請求人等」を「審査関係人」に、「意見書」を「主張書面」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定により閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第26条の次に次の1条を加える。

（提出資料に係る写しの交付の手数料等）

第26条の2 前条第1項の規定による写しの交付に係る手数料並びにその減額及び免除並びに当該写しの送付については、個人情報保護条例第8条第1項の規定による諮問に係るものにあつては横

浜市行政不服審査条例（平成27年12月横浜市条例第71号）第14条において読み替えて準用する同条例第2条及び第3条並びに同条例第13条に定めるところにより、それ以外の諮問に係るものにあつてはこれらの規定の例によるものとする。

第27条中「第19条及び個人情報保護条例第53条の規定による」を「第24条第1項の」に改める。

第31条第2号中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第18条第1項及び第2項）

1 写しの作成に要する手数料

写しの作成の方法	手 数 料		
	文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒
カラー			1枚につき50円
日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙		実費相当額	
マイクロフィルムの用紙への出力	1枚につき10円		
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録		記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額
	ページ数がない電磁的記録		記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額		
電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	ページ数がある電磁的記録		1ページにつき10円
	ページ数がない電磁的記録		1ファイルにつき210円
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	1ページにつき10円		

（備考）

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 3 この表において「電子情報処理組織」とは、実施機関の

使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 記録媒体の費用

記録媒体の種別	金 額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円
その他の記録媒体	実費相当額

附 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（ 経 過 措 置 ）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

- 3 新条例第22条第4項の規定に基づき、施行日から令和6年6月30日までの間に新たに任命される横浜市情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日までとする。

（ 横 浜 市 住 居 表 示 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 ）

- 4 横浜市住居表示に関する条例（昭和39年9月横浜市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「に規定する非開示情報」を「の不開示情報」に改める。

（ 横 浜 市 会 政 務 活 動 費 の 交 付 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 ）

- 5 横浜市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「に規定する非開示情報」を「の不開示情報」に改める。

横 浜 市 条 例 第 42 号

地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 寄 附 金 を 受
け 入 れ る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改
正 す る 条 例

地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 寄 附 金 を 受 け 入 れ る
特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 を 定 め る 条 例 （ 平 成 24 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 59
号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 特 定 非 営 利 活 動 法 人 ふ ら っ と ス テ ー シ ョ ン ・ ド リ ー ム の 項 及
び 特 定 非 営 利 活 動 法 人 ア ク シ ョ ン ポ ー ト 横 浜 の 項 を 削 る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この 条 例 は、 令 和 5 年 1 月 1 日 から 施 行 す る 。

（ 経 過 措 置 ）

2 この 条 例 に よ る 改 正 前 の 地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に
掲 げ る 寄 附 金 を 受 け 入 れ る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 を 定 め る 条 例 別
表 特 定 非 営 利 活 動 法 人 ふ ら っ と ス テ ー シ ョ ン ・ ド リ ー ム の 項 及 び
特 定 非 営 利 活 動 法 人 ア ク シ ョ ン ポ ー ト 横 浜 の 項 の 規 定 は、 こ れ ら
の 規 定 に 規 定 す る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 に 対 し て 同 表 の 右 欄 に 掲 げ
る 期 間 内 に 寄 附 金 を 支 出 し た 場 合 に つ い て、 な お そ の 効 力 を 有 す
る 。

横 浜 市 条 例 第 43 号

横 浜 市 公 会 堂 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 公 会 堂 条 例 （ 昭 和 28 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 1 号 ） の 一 部 を 次
の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 中 「 使 用 し 、 又 は 」 を 削 り 、 「 市 長 （ 第 5 条 第 1 項 又 は 第
2 項 の 規 定 に よ り 同 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 業 務 を 同 項 又 は 同 条 第
2 項 に 規 定 す る 指 定 管 理 者 （ 以 下 「 指 定 管 理 者 」 と い う 。 ） に 行 わ
せ る 場 合 に あ っ て は 、 当 該 指 定 管 理 者 。 第 3 号 、 次 条 た だ し 書 、 第
9 条 第 1 項 及 び 第 3 項 並 び に 第 14 条 に お い て 同 じ 。 ） 」 を 「 第 5 条
第 1 項 又 は 第 2 項 に 規 定 す る 指 定 管 理 者 （ 第 3 号 及 び 次 条 た だ し 書
に お い て 「 指 定 管 理 者 」 と い う 。 ） 」 に 改 め 、 同 条 た だ し 書 中 「 使
用 又 は 」 を 削 り 、 同 条 第 3 号 中 「 市 長 」 を 「 指 定 管 理 者 」 に 改 め る
。

第 3 条 中 「 使 用 期 間 又 は 」 を 削 り 、 同 条 た だ し 書 中 「 但 し 」 を 「
た だ し 」 に 、 「 市 長 」 を 「 指 定 管 理 者 」 に 改 め る 。

第 5 条 第 1 項 中 「 別 表 第 1 」 を 「 次 」 に 改 め 、 「 次 に 掲 げ る 」 を
削 り 、 「 を い う 」 の 次 に 「 。 以 下 同 じ 」 を 加 え 、 同 条 第 2 項 中 「 別
表 第 2 の 左 欄 に 掲 げ る 公 会 堂 の 前 項 各 号 」 を 「 前 項 の 規 定 に か か わ
ら ず 、 別 表 第 1 の 左 欄 に 掲 げ る 公 会 堂 の 同 項 各 号 」 に 、 「 別 表 第 2
の 2 」 を 「 別 表 第 2 」 に 改 め 、 同 条 第 7 項 中 「 別 表 第 2 の 2 」 を 「
別 表 第 2 」 に 、 「 第 16 条 第 1 項 」 を 「 第 15 条 第 1 項 」 に 改 め 、 同 条
第 8 項 中 「 別 表 第 2 の 2 」 を 「 別 表 第 2 」 に 改 め る 。

第 8 条 を 削 る 。

第 9 条 第 1 項 中 「 使 用 者 又 は 」 を 削 り 、 「 市 長 」 を 「 指 定 管 理 者
」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 中 「 使 用 者 又 は 」 及 び 「 使 用 又 は 」 を 削 り 、
同 条 第 3 項 中 「 使 用 者 又 は 」 を 削 り 、 「 市 長 」 を 「 指 定 管 理 者 」 に
改 め 、 同 条 を 第 8 条 と す る 。

第 10 条 第 2 項 中 「 別 表 第 5 」 を 「 別 表 第 4 」 に 改 め 、 同 条 を 第 9
条 と す る 。

第 11 条 を 第 10 条 と し 、 第 12 条 を 第 11 条 と す る 。

第 13 条 中 「 使 用 又 は 」 及 び 「 使 用 者 又 は 」 を 削 り 、 同 条 を 第 12 条
と す る 。

第 14 条 中 「 市 長 」 を 「 指 定 管 理 者 」 に 改 め 、 「 使 用 者 若 し く は 」
、 「 使 用 者 の 使 用 目 的 若 し く は 」 及 び 「 使 用 若 し く は 」 を 削 り 、 同
条 第 3 号 中 「 第 2 条 但 書 」 を 「 第 2 条 た だ し 書 」 に 改 め 、 同 条 を 第
13 条 と す る 。

第 15 条 の 見 出 し 中 「 使 用 者 等 」 を 「 利 用 者 」 に 改 め 、 同 条 中 「 使
用 者 又 は 」 を 削 り 、 同 条 た だ し 書 中 「 但 し 」 を 「 た だ し 」 に 改 め 、
同 条 を 第 14 条 と す る 。

第 16 条 を 第 15 条 と し 、 第 17 条 を 第 16 条 と す る 。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第2の2を別表第2とする。

別表第3中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改め、同表横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

横浜市開港記念会館指定管理者選定委員会	横浜市開港記念会館の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
---------------------	--

別表第4を削る。

別表第5中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同表横浜市西公会堂の項の次に次のように加える。

横浜市開港記念会館	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	9,500	11,400	
		入場料等を徴収する場合	同	19,000	22,800	
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800	
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600	
	附属設備		一式又は1台、1日につき		6,000	

別表第5備考1中「国民の祝日に関する法律」の次に「（昭和23年法律第178号）」を加え、同表を別表第4とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条ただし書の改正規定（「但し」を「ただし」に改める部分に限る。）、第14条第3号の改正規定、第15条ただし書の改正規定及び別表第3横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の横浜市公会堂条例の規定に基づく横浜市開港記念会館に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（横浜市スポーツ施設条例の一部改正）

- 横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改める。

。

横浜市条例第44号

横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例

(横浜市スポーツ施設条例の一部改正)

第1条 横浜市スポーツ施設条例(平成10年3月横浜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第3第5号エ中「額(」の次に「3時間当たりの利用料金の額を定めているものにあつては当該額に3分の1、」を加え、「、当該」を「当該」に改め、同号を同表第6号とし、同表第4号を同表第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 横浜市本牧市民プール

種 別		単 位	利用料金
個人 利用	プール	1人1日につき	円 1,400 中学生 700 小学生以下の者 400
			貸切 利用
駐車場	プールを個人利用する場合	1台1日につき	1,000
	その他の場合	1台1時間につき	200
附帯設備		1式又は1台、1日 につき	2,800

(横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(令和3年12月横浜市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表第3中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に1号を加える改正規定中「第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし」を「第3号を第3号の2とし」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

横 浜 市 条 例 第 45 号

横 浜 市 公 園 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 公 園 条 例 （ 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 第 3 第 1 号 の 表 中

「

運動広場（玄海田公園の運動広場を除く。）	1日につき	17,100円		
----------------------	-------	---------	--	--

」

を

「

運動広場（新横浜公園及び玄海田公園の運動広場を除く。）		1日につき	17,100円		
新横浜公園の運動広場	人工芝のグラウンド	1日につき	35,200円		
	その他のグラウンド	1日につき	17,100円		

」

に 改 め る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この 条 例 は 、 令 和 5 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

（ 適 用 ）

2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 公 園 条 例 の 規 定 は 、 この 条 例 の 施 行 の 日 以 後 の 利 用 に 係 る 利 用 料 金 に つ い て 適 用 す る 。

横 浜 市 条 例 第 46 号

横 浜 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 営 住 宅 条 例 （ 平 成 9 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 1 号 ） の 一 部 を 次
の よ う に 改 正 す る 。

第 7 条 第 2 項 第 9 号 に 次 の よ う に 加 え る 。

ウ 児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 23 条 第 1 項 の 規 定
に よ る 保 護 が 終 了 し た 日 か ら 起 算 し て 5 年 を 経 過 し て い な い
者

エ 配 偶 者 等 か ら の 暴 力 の 被 害 を 受 け て い る 旨 を 証 す る 婦 人 相
談 所 に よ る 書 類 そ の 他 こ れ に 類 す る 書 類 の 交 付 を 受 け た 者

第 10 条 第 2 項 第 4 号 中 「 寡 婦 又 は 寡 夫 」 を 「 母 子 家 庭 の 母 又 は 父
子 家 庭 の 父 」 に 改 め る 。

第 16 条 の 見 出 し 中 「 入 居 許 可 」 を 「 入 居 の 許 可 等 」 に 改 め 、 同 条
中 「 市 営 住 宅 の 」 の 次 に 「 入 居 者 と し て の 決 定 又 は 」 を 加 え る 。

第 25 条 第 2 項 た だ し 書 中 「 又 は 損 害 賠 償 金 」 を 「 、 損 害 賠 償 金 そ
の 他 の 市 営 住 宅 の 使 用 に 関 し 生 じ た 本 市 に 対 す る 債 務 」 に 改 め る 。

第 27 条 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(6) 前 各 号 に 掲 げ る も の の ほ か 、 市 長 が 指 定 す る 費 用

第 27 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

（ 共 益 費 ）

第 27 条 の 2 市 長 は 、 前 条 各 号 の 費 用 の う ち 、 入 居 者 の 共 通 の 利 益
を 図 る た め 特 に 必 要 と 認 め る も の を 共 益 費 と し て 入 居 者 か ら 徴 収
す る こ と が で き る 。

2 入 居 者 は 、 毎 月 末 ま で に 、 そ の 月 分 の 共 益 費 を 使 用 料 と と も に
納 付 し な け れ ば な ら ない 。

3 第 23 条 及 び 第 24 条 の 規 定 は 、 第 1 項 の 共 益 費 に つ い て 準 用 す る
。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し 、 第 27 条 の 次 に 1 条
を 加 え る 改 正 規 定 は 、 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 47 号

横 浜 市 建 築 基 準 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 建 築 基 準 条 例 (昭 和 35 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 20 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 4 条 の 3 第 1 項 中 「 1,000 平 方 メ ー ト ル 」 を 「 2,000 平 方 メ ー ト ル 」 に 改 め 、 「 住 室 の 数 」 の 次 に 「 (床 面 積 が 30 平 方 メ ー ト ル 以 下 の 住 戸 又 は 住 室 (以 下 「 小 規 模 住 戸 等 」 と い う 。) を 有 す る 建 築 物 に あ っ て は 、 小 規 模 住 戸 等 の 数 に 3 分 の 1 を 乗 じ た 数 に 小 規 模 住 戸 等 以 外 の 住 戸 又 は 住 室 の 数 を 加 え た 数) 」 を 加 え 、 同 項 の 表 中 「 5 / 10 」 及 び 「 4 / 10 」 を 「 3 / 10 」 に 、 「 2 / 10 」 を 「 1 / 10 」 に 改 め 、 同 条 第 4 項 中 「 10 分 の 5 」 を 「 10 分 の 3 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この 条 例 は 、 令 和 5 年 1 月 1 日 から 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

- 2 この 条 例 の 施 行 前 に し た この 条 例 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 建 築 基 準 条 例 に 違 反 す る 行 為 に 対 す る 罰 則 の 適 用 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

横浜市条例第48号

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。別表第1に次のように加える。

青葉美しが丘二丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画青葉美しが丘二丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
---------------------	--

別表第2に次のように加える。

青葉美しが丘二丁目地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区	1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの 2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 4 自動車教習所 5 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 カラオケボックスその他これに類するもの 8 倉庫業を営まない倉庫（建築物に附属するものを除く。） 9 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
---------------------	--------------	--

別表第3に次のように加える。

		1 10分の25 2 次に掲げる用途（以下この項及び別表第8青葉美しが丘二丁目地区地区整備計画区域の項において「誘導用途」という。）（誘導用途のうち事務所の用途に供する場合には、事務所の用途に供する居室の部分の床面積の合計の事務所の用途に供する床面積全体の合計に対する割合が4分の1以上のものを除く。以下この号において同じ。）に供する建築物若しくは事務所（事務所の用途に供する居室の部分の床面積の合計の事務所の用途に供する床面積全体の合計に対する割合が4分の1以上のものに限る。）の用途に供する部分を含まない建築物で、誘導用途に供する部分を含む建築物又は誘導用途に供する部分を含む建築物の当該誘導用途に供する当該建
--	--	--

青葉美しが丘 二丁目地区地 区整備計画区 域	A 地 区	<p>建築物の部分にあつては、10分の20</p> <p>(1) 事務所</p> <p>(2) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 店舗、飲食店その他これらに類するもの</p> <p>(6) 病院</p> <p>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(8) ホテル又は旅館</p> <p>(9) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(10) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>3 誘導用途に供さない建築物又は誘導用途に供さない部分を含む建築物の当該誘導用途に供さない当該建築物の部分にあつては、10分の15</p>
	B 地 区	10分の20（誘導用途に供さない建築物又は誘導用途に供さない部分を含む建築物の当該誘導用途に供さない当該建築物の部分にあつては、10分の15）

別表第4に次のように加える。

青葉美しが丘 二丁目地区地 区整備計画区 域	A 地 区	10分の5	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
	B 地 区		

別表第5に次のように加える。

青葉美しが丘 二丁目地区地 区整備計画区 域	A 地 区	10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当するものにあつては10分の7、同項第1号及び第2号に該当するものにあつては10分の8）
	B 地 区	

別表第6に次のように加える。

青葉美しが丘 二丁目地区地 区整備計画区 域	A 地 区	3,500平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	B 地 区		

別表第7に次のように加える。

青葉美しが丘 二丁目地区地 区整備計画区	A 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上
	B 地 区		

域		えて建築してはならない。	必要な建築物
---	--	--------------	--------

別表第8に次のように加える。

青葉美しが丘 二丁目地区地 区整備計画区 域	A 地 区	1 15メートル（誘導用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物にあっては、20メートル） 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	—
	B 地 区	1 次号に該当しない建築物にあっては、15メートル 2 誘導用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の建築物にあっては、次に掲げる地盤面の高さの区分に応じ、当該区分に定める数値 (1) 地盤面の高さが東京湾平均海面から62メートルの高さより低い場合 20メートル (2) 地盤面の高さが東京湾平均海面から62メートル以上67メートル以下である場合 82メートルから当該地盤面の高さの数値を減じた数値 (3) 地盤面の高さが東京湾平均海面から67メートルの高さより高い場合 15メートル 3 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地	

		境界線までの真北方向の 水平距離に0.6を乗じて 得たものに7メートルを 加えた数値	
--	--	---	--

別表第9に次のように加える。

青葉美しが丘 二丁目地区地 区整備計画区 域	A 地 区 B 地 区	1,500平方メートル	公衆便所、巡査派出所そ の他これらに類する公益上 必要な建築物
---------------------------------	----------------	-------------	---------------------------------------

別表第12に次のように加える。

青葉美しが丘 二丁目地区地 区整備計画区 域	A 地 区 B 地 区	100分の15	
---------------------------------	----------------	---------	--

別表第13海岸通り地区地区整備計画区域の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横 浜 市 条 例 第 49 号

横 浜 市 立 学 校 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 立 学 校 条 例 （ 昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 19 号 ） の 一 部 を 次
の よう に 改 正 す る 。

別 表 の 1 の 表 中

「

横浜市立相沢小学校
横浜市立阿久和小学校

を

」

「

横浜市立相沢小学校

に 改 め る 。

」

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 50 号

横 浜 市 議 会 議 員 及 び 横 浜 市 長 の 選 挙 に お け る 選 挙 運 動 の
公 費 負 担 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 議 会 議 員 及 び 横 浜 市 長 の 選 挙 に お け る 選 挙 運 動 の 公 費 負 担
に 関 す る 条 例 (平 成 5 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 36 号) の 一 部 を 次 の よ う
に 改 正 す る 。

第 4 条 第 2 号 ア 中 「 15,800 円 」 を 「 16,100 円 」 に 改 め 、 同 号 イ 中
「 7,560 円 」 を 「 7,700 円 」 に 改 め る 。

第 8 条 第 1 号 中 「 7 円 51 銭 」 を 「 7 円 73 銭 」 に 改 め 、 同 条 第 2 号
中 「 5 円 2 銭 」 を 「 5 円 18 銭 」 に 、 「 375,500 円 」 を 「 386,500 円
」 に 改 め る 。

第 11 条 第 1 号 中 「 525 円 6 銭 」 を 「 541 円 31 銭 」 に 、 「 310,500
円 」 を 「 316,250 円 」 に 改 め 、 同 条 第 2 号 中 「 27 円 50 銭 」 を 「 28 円
35 銭 」 に 、 「 573,030 円 」 を 「 586,905 円 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

- 2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 議 会 議 員 及 び 横 浜 市 長 の 選 挙 に
お け る 選 挙 運 動 の 公 費 負 担 に 関 す る 条 例 の 規 定 は 、 この 条 例 の 施
行 の 日 以 後 に そ の 期 日 を 告 示 さ れ る 選 挙 に つ い て 適 用 し 、 同 日 前
に そ の 期 日 を 告 示 さ れ た 選 挙 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

横 浜 市 条 例 第 51 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 金 沢 八 景 駅 東 口 地 区 土 地 区 画 整 理
事 業 施 行 条 例 を 廃 止 す る 条 例

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 金 沢 八 景 駅 東 口 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 施 行
条 例 （ 昭 和 61 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 40 号 ） は 、 廃 止 す る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

正誤

令和4年号外第13 1ページの次に次のページを挿入する。

次に掲げる条例を公布する。

令和4年9月28日

横浜市長 山中竹春

- 1 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 2 横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業施行条例
- 3 横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会条例
- 4 横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会条例
- 5 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 横浜市手数料条例の一部を改正する条例
- 7 横浜市地区センター条例等の一部を改正する条例
- 8 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 9 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例

令和4年号外第13 2 ページ 1 行目から4 行目まで、27 ページ 1 行目から4 行目まで、35 ページ 1 行目から4 行目まで、36 ページ 1 行目から4 行目まで、38 ページ 1 行目から4 行目まで、41 ページ 1 行目から3 行目まで、44 ページ 1 行目から4 行目まで、47 ページ 1 行目から4 行目まで及び68 ページ 1 行目から4 行目までは錯誤により削除する。